

2020 年度 電源 I 〃 厳気象対応調整力
募集要綱（案）

2020 年 7 月 1 日

九州電力送配電株式会社

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	注意事項	2
第3章	用語の定義	5
第4章	募集スケジュール	9
第5章	募集概要	10
第6章	応札方法	16
第7章	評価および落札者決定の方法	26
第8章	契約条件	29
第9章	その他	35

第1章 はじめに

- 2016年（平成28年）4月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者はそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
- 九州電力送配電株式会社（以下、当社）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、10年に1度の猛暑時等の需給ひっ迫時等に需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、厳気象対応調整力（＝電源Ⅰ´）を入札により募集します。
- 本要綱では、当社の募集する厳気象対応調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明します。落札後の権利義務関係等につきましては、募集に合わせて公表する電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW/kWh）契約書【標準契約書】を参照して下さい。
- 応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

■一般注意事項

- (1) 当社は、需給ひっ迫時等に確実に期待できる需給バランス調整力を確実にかつ効率的に確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等に基づき、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を入札により募集します。入札募集により、調整力の費用低減に寄与することが期待されますので、応札者が入札書で明らかにする電源Ⅰ 廠気象対応調整力の評価にあたっては、容量価格や上限電力量単価が低いことが重要な要素となります。なお、この経済的要素に加え、需給運用の柔軟性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このため、応札者は入札書の作成に際しては、本要綱に記載の作成方法に従い、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件ならびに添付する電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW/kWh) 契約書【標準契約書】および端境期における調整力提供に関する覚書【標準覚書】の内容をすべて了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電源等は、別途定める電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約、電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約および端境期における調整力提供に関する覚書を締結していただく必要があります。また、契約電源等が発電設備である場合、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約（発電量調整供給契約者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約者および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていることが必要です。
一方、契約電源等がデマンドリスポンス（以下、DR）を活用したものである場合、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づく接続供給契約（接続供給契約者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約者および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていることが必要です。（発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して、以下「属地TS0」といいます。）
- (6) 当社が属地TS0となる場合、電源Ⅰ 廠気象対応調整力公募に応札する契約電源等と同一の契約電源等を用いて、電源Ⅰ周波数調整力の公募に入札することも可能としますが、その場合の取扱いは以下（7）（8）のとおりといたします。
- (7) 応札者は、電源Ⅰ 廠気象対応調整力に応札する契約電源等と同一の設備等を用いて、当社が別途募集しています電源Ⅰ周波数調整力または電源Ⅰ需給バランス調整力へその容量の全部または一部が重複して入札を行なうこと（以下「重複入札」という）は可能といたします。その場合の落札判定は電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ需給バランス調整力、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の順に実施し、落札となった契約電源等につきましては以降の応札の評価対象外といたします。なお、同一募集枠への重複入札はできないものといたします。また、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に重複入札する場合は、同じ契約電源等名称としていただきます。
- (8) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力に応札する契約電源等の容量を複数に分割し、その分割した容量ごとに重複しない範囲で別途募集しています電源Ⅰ周波数調整力または電源Ⅰ需給バランス調整力へ入札を行なうこと（以下「複数入札」という）は可能といたします。なお、同一の募集枠への複数入札はできないものといたします。

- (9) 応札者は、それぞれの入札が、重複入札の対象か、複数入札の対象かを応札時に明確にしてください。(応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。)
- (10) 当社が属地 TSO となる場合で、落札者が希望する場合、当社が、当該電源等について別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議の上、電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約を締結することも可能とし、同様に、別途定める電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱にて規定する技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議の上、電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結することも可能とします。この場合、契約書の内容等詳細については、落札者決定以降、別途協議いたします。ただし、当社が属地 TSO とならない場合は、電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kWh) 契約しか選択できません。
- (11) 当社への入札と同一の契約電源等を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札する場合は、それぞれの入札が、いずれの一般電気事業者の公募との間での重複入札あるいは複数入札の対象か、応札時に明確にさせていただきます。(応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。) また、この場合の入札は次の通りとさせていただきます。
- ・いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名(契約電源等名称)としていただきます。
 - ・複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようにしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。
- なお、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に応札される場合は、当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認ください。
- (12) 電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約を締結する契約電源等を用いて、電源Ⅰ「厳気象対応調整力提供期間に設備容量から電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力を除いた容量を需給調整市場に入札することはできません。
- ※当該取り扱いについては、関係個所と調整のうえ、検討を進めていきます。検討の結果、取り扱いが変更となる可能性があります。
- (13) 応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、速やかに書面により当社まで申し出てください。
- 一度入札辞退の意思を表明した場合は、当該募集期間において再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめご了承下さい。入札辞退者の入札書はすみやかに返却します。
- (14) 本要綱に基づく電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kW/kWh)契約(と同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約)は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (15) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体者は、日本国において法人格を有するものとします。
- また、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。

す。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。

- (16) 以下のいずれかに該当する関係にある者らによる複数の応札は認めないものといたします。当該関係にある者らが応札を希望する場合は、そのうち一の者による応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。

イ 資本関係

(イ) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ロ 人的関係

(イ) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいいます。）の業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ハ その他、上記イまたはロと同視しうる関係

- (17) 当社、属地TSOまたは落札者が第三者と合併または電源Ⅰ「厳気象対応調整力（kW/kWh）契約（と同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）に係る部分の第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、電源Ⅰ「厳気象対応調整力（kW/kWh）契約（と同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）承継の詳細な取扱いについては、募集にあわせて公表する電源Ⅰ「厳気象対応調整力（kW/kWh）契約書【標準契約書】（または電源Ⅱ周波数調整力契約書【標準契約書】もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書【標準契約書】）を参照してください。
- (18) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、電源Ⅰ「厳気象対応調整力（kW/kWh）契約（と同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の交渉に要する費用等）は、すべて応札者で負担してください。
- (19) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。
- (20) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については除きます。

■ 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は、本要綱第7章における設備（または需要家）の重複確認、本章（11）における複数入札の妥当性確認および本要綱第7章における、落札案件を一意に決定するために必要な範囲に限り、関係する一般送配電事業者との間で、入札情報の一部を共有いたします。

■ 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の当社問合せ専用メールで受け付けます。
なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。
当社専用メール：chouseiryoku_nyusatsu@kyuden.co.jp

第3章 用語の定義

電源分類・契約関連

- 電源Ⅰ
- 電源Ⅰ周波数調整力
- 電源Ⅰ需給バランス調整力
- 電源Ⅰ 〓 厳気象対応調整力
- 電源Ⅱ
- 電源Ⅲ
- 電源Ⅰ周波数調整力契約
- 電源Ⅰ需給バランス調整力契約
- 電源Ⅰ 〓 厳気象対応調整力 (kW) 契約
- 電源Ⅱ周波数調整力契約
- 電源Ⅱ需給バランス調整力契約
- 電源Ⅰ 〓 厳気象対応調整力 (kWh) 契約
- 電源Ⅰ 〓 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約

契約・料金関連

- 契約電源等
- 発電等出力増
- 電源Ⅰ 〓 厳気象対応調整力契約電力
- 厳気象対応準備時間
- 電源Ⅰ 〓 厳気象対応調整力提供可能時間
- 運転継続時間
- 運転継続可能時間
- 計画停止日数 (補修停止日数)
- 計画外停止日数
- 基本料金
- 従量料金
- 申出単価
- 上げ調整単価 (V1)
- 下げ調整単価 (V2)

需給・発電機関連

- 需給バランス調整力
- DR (デマンドレスポンス)
- アグリゲーター
- エリア需要
- H1 需要
- H3 需要
- 厳気象発生月
- 端境期
- 夏期
- 冬期
- 平日時間
- 需給ひっ迫
- 専用線オンライン指令
- 系統連系技術要件
- 需給バランス調整機能
- 調整力ベースライン
- OP 運転

電源分類・契約関連

用語	定義
電源Ⅰ	一般送配電事業者があらかじめ確保する、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）で調整できる電源等。 なお、常時の周波数制御および需給バランス調整に用いるため、周波数調整機能の具備を必須とするものを電源Ⅰ-a、周波数調整機能を提供することを期待されないものを電源Ⅰ-bと区分する。
電源Ⅰ周波数調整力	当社があらかじめ確保し、周波数調整機能を必須とし、周波数制御及び需給バランス制御に活用される調整力。
電源Ⅰ需給バランス調整力	当社があらかじめ確保し、周波数調整機能を期待されず、専ら需給バランス調整に活用される調整力。
電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力	当社があらかじめ確保し、需給ひっ迫等必要時に、オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）で上げ調整指令ができる電源等（周波数調整機能の提供を期待されないもの）によって得られる調整力。
電源Ⅱ	一般送配電事業者から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）で調整ができる電源等（電源Ⅰを除く）。原則としてゲートクローズ以降余力がある場合に一般送配電事業者が周波数制御・需給バランス調整に利用することが可能。 なお、常時の周波数制御および需給バランス調整に用いるため、周波数調整機能の具備を必須とするものを電源Ⅱ-a、周波数調整機能を当社に提供することを期待されないものを電源Ⅱ-bと区分する。
電源Ⅲ	一般送配電事業者からオンラインで調整ができない電源等。
電源Ⅰ周波数調整力契約	当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-aに関して、当該契約 kW の確保・待機とその対価としての基本料金支払について締結する契約。
電源Ⅰ需給バランス調整力契約	当社が需給バランス維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-bに関して、当該契約 kW の確保・待機とその対価としての基本料金支払について締結する契約。
電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力 (kW) 契約	10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時等に需給バランス調整のための調整力として活用することを目的とし、オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）で上げ調整力を指令できる電源等を対象に、当該契約 kW の確保・待機とその対価としての固定費支払について締結する契約。
電源Ⅱ周波数調整力契約	当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-a及びⅡ-aと締結する契約。
電源Ⅱ需給バランス調整力契約	当社が需給バランス維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-b及びⅡ-bと締結する契約。
電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力 (kWh) 契約	電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力 (kW) 契約を締結した電源等を対象とした電力量 (kWh) 料金支払に関する契約。
電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力 (kW/ kWh) 契約	電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力 (kW) 契約および電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力 (kWh) 契約を指す。

契約・料金関連

用語	定義
契約電源等	発電設備を活用した入札案件である場合、発電設備等を、DRを活用した入札案件である場合は、負荷設備等とアグリゲーターとを併せたもの。
発電等出力増	発電設備の出力増加または負荷設備の需要抑制により、電源Ⅰ 厳気象対応調整力を供出すること。
電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力	電源Ⅰ 厳気象対応調整力として契約する電源等との契約 kW で、当社または当社から依頼を受けた属地 TSO の指令（以下、本要綱の指令に係る記載において、特段の規定が無い場合は、同様に「当社」は「当社または当社から依頼を受けた属地 TSO」に読み替えるものとしたします。）の指令に応じ運転継続時間にわたって供出可能な出力。 なお、DR を活用した応札者の場合、属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものとする。
厳気象対応準備時間	1 日（毎日 0 時～24 時）のうち、当社が本要綱で定める、当社指令に応じた発電等出力増を必要とする時間帯。本要綱においては、猛暑・厳寒時の需要実績をもとに 9 時から 20 時とする。
電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供可能時間	厳気象対応準備時間のうち、本要綱で定める、当社の指令に応じた発電等出力増を行うことが可能な時間帯。
運転継続時間	契約電源等が、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力で発電等出力増を継続できる時間。
運転継続可能時間	契約電源等に当社が発電等出力増の継続を求める時間で 3 時間とする。
計画停止日数 （補修停止日数）	各断面（年間、月間、週間）で電源Ⅰ 厳気象対応調整力として契約する電源の補修等のために、予め計画を策定して停止する日数。
計画外停止日数	計画停止日数以外の停止日数。（但し、当社が起因となった停止の場合は、当社と合意した回数を除きます。）
基本料金	契約電源等が kW を供出するために必要な費用への対価。
従量料金	当社指令により、契約電源等が発電等出力増（kWh）の調整力供出に必要な費用への対価。
申出単価	従量料金を算定する際に利用する単価。燃料費等の情勢を反映するため、電源等を供出する契約者は定期的に提出する必要があります。本要綱では、要件として上げ調整のみを定めていますが、下げ調整にも応じていただける電源等においては、下げ調整を実施させていただきます。上げ調整に対しては、上げ調整単価（V1）、下げ調整に対しては、下げ調整単価（V2）を設定いたします。このような電源等との契約（電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kWh）契約）の詳細については、電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kW/kWh）契約書を元に、別途協議いたします。
上げ調整単価（V1）	当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加した kWh に乗じて支払う単価。
下げ調整単価（V2）	当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少した kWh に乗じて受け取る単価。

需給・発電機関連

用語	定義
需給バランス調整力	周波数調整機能を期待されず、専ら需給バランス調整に活用される調整力。
DR (ディマンドレスポンス)	本要綱においては、需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制もしくは増加すること。(Demand Response の略)
アグリゲーター	単独または複数の DR を実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御(増または減)量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者(その事業者が調整力提供に当たって使用する設備を含む)。なお、需要家が自らアグリゲータとなることも可能。
エリア需要	一般送配電事業者の自らの供給区域(離島除く)で消費される電力。
H1 需要	ある年における毎日の最大電力(1時間平均)の最上位1日の値。
H3 需要	ある年における毎日の最大電力(1時間平均)を上位から3日とり平均したもの。
厳気象発生月	猛暑および厳寒により10年に1度程度の高需要が発生する可能性のある月をいう。本要綱では、厳気象発生月を夏期および冬期とする。
端境期	夏期および冬期以外の期間とする。
夏期	本要綱では、7月1日から9月30日をいう。
冬期	本要綱では、12月1日から翌年2月28日(閏年の場合29日)をいう。
平日時間	本要綱では、厳気象発生月における厳気象対応準備時間(9時~20時)をいう。ただし12月30日~1月3日およびそれらの日以外の土日祝日は対象外とする。
需給ひっ迫	想定される需要に対して、供給力が不足する状態のこと。
専用線オンライン指令	一般送配電事業者が需給バランス調整を行うため、通信伝送ルートを通じて、直接的に、周波数調整・需給バランス調整機能を具備した発電所等へ出力増を指令すること。中央給電指令所~発電所等間の通信設備等が必要となる。 尚、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含む。)”と表記する。
系統連系技術要件	属地 TSO が維持・運営する電力系統に接続する電源等に求める技術的な要件。託送供給等約款の別冊にて規定。
需給バランス調整機能	発電機等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的に、出力を増加または減少させるために必要な機能。
調整力ベースライン	託送供給等約款、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン(資源エネルギー庁策定)における標準ベースライン等。 DR を実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量を言い、属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものとする。
OP 運転	事業者と事前に合意のうえ、定格出力を超えて発電すること。 (Over Power の略)

第4章 募集スケジュール

■2020年度における入札公表から、落札者との電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約および電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、スケジュールは変更となる場合があります。

日程	ステップ	説明
7/1～ 7/30	①入札実施の公表 および意見募集	当社は、次年度分の電源Ⅰ 廠気象対応調整力を調達するための「電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集要綱(案)」を策定し、入札募集内容を公表するとともに、要綱案の仕様・評価方法等について、意見募集を行います。応札者は、本要綱案を参照の上、各項目に対するご意見がございましたら、理由と併せて7月30日までに専用メール宛にご意見をお寄せ下さい。
●/●～ ●/●	②募集要綱の確定	当社は、意見募集で頂いた意見や関係機関の検討状況等を反映した「電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集要綱」を制定します。
●/●～ ●/●	③入札募集	当社は、入札募集を開始しますので、応札希望者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、●月●日までに応札してください。
●/●～ ●/●	④落札候補者の選定	当社は、各応札内容に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札者を選定します。
●/●	⑤落札者決定、結果 公表	当社は、落札者決定後、入札結果を公表します。
●/●～ ●/●	⑥契約協議	当社は、落札者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約並びに電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約に関わる協議を開始し、契約します。

※電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約への公募に応札いただいた電源で、落札後、電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約の締結を希望される場合、●/●までに契約申込をお願いします。(詳細は電源Ⅱ周波数調整力募集要綱もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。)

第5章 募集概要

■募集内容および電源Ⅰ 〳 厳気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

<p>募集容量</p>	<p>・●.●万 kW</p>	<p>■募集容量は、猛暑（厳寒）H1 需要に対する必要供給力から、平年H3 需要に対する必要供給力、OP 運転分等を差し引いた●.●万 kW とします。</p> <p>■1 入札案件あたりの入札量は上記募集容量以下としてください。</p> <p>■ただし、●●電力の系統に連系する電源等での入札量は●●万 kW 以下としてください。</p> <p>■なお、同時に公募する電源Ⅰ 周波数調整力および電源Ⅰ 需給バランス調整力の落札案件決定にあたり、入札の単位からやむを得ず募集容量を超過する部分については考慮の上で、電源Ⅰ 〳 厳気象対応調整力の落札案件を決定します。具体的には、当該超過容量を上記募集容量から差し引いたものを、本要綱に基づく募集容量とみなし、落札案件決定を行いません。（詳細は、第7章をご参照ください。）</p>
<p>電源Ⅰ 〳 厳気象対応調整力提供期間および提供時間</p>	<p>・厳気象発生月</p>	<p>■電源Ⅰ 〳 厳気象対応調整力提供期間は、2021 年 7 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日および 2021 年 12 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日までとします。</p> <p>■電源Ⅰ 〳 厳気象対応調整力提供時間は、提供期間のうち土曜日、日曜日、2021 年 7 月 19 日、8 月 11 日、9 月 20 日、9 月 23 日、12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日、2022 年 1 月 3 日、1 月 10 日、2 月 11 日、2 月 23 日を除き各日 9 時から 20 日までとします。</p>
<p>対象電源等</p>	<p>・当社または●●電力の系統に連系する、オンラインで発電等出力増可能な電源等</p>	<p>■当社または●●電力の系統（離島除く）に連系する電源等（地域間連系線を経由して当該一般送配電事業者の系統に接続するものを除く）で、当社から、オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）で発電等出力増可能な電源等といたします。</p> <p>■常時の周波数制御や即時の応答を必ずしも必要といたしません。</p> <p>■使用する燃料については、特に指定しませんが、電源Ⅰ 〳 厳気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。</p> <p>■当社が指定する厳気象対応準備時間において、本要綱にて定める、当社の指令に応じた発電等出力増が実施（当該時間において、当社からの指令受信ではなく、調整の実施・発電等出力増の実施/継続ができることをいいます。）できることが必要です。</p> <p>■なお、厳気象対応準備時間を超えて、別途定める運転継続時間の発電等出力増の継続を求めるものではありません。</p>

対象電源等	<ul style="list-style-type: none"> ・当社または●●電力の系統に連系する、オンラインで発電等出力増可能な電源等 	<p>■ 応札時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン信号（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）の送受信を開始していない電源等の場合、電源 I ㄥ 廠気象対応調整力提供期間開始までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、電源 I ㄥ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、契約期間開始までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。やむを得ず契約期間開始までに必要な対応工事・試験が完了していない場合の取り扱いについては、別途協議いたします。</p>
入札単位	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、容量単位 	<p>■ 入札は、原則として発電機等を特定し、容量単位で実施していただきます。ただし、DRを実施可能な需要者を集約し、各需要者の需要抑制を実施することにより、電力の供出を行なう場合は、複数の需要者をまとめて1入札単位とします。なお、複数の需要者をまとめて1入札単位とする場合、DRを活用するすべての地点が同じ一般送配電事業者と接続供給契約を締結している必要があります。</p>
最低入札量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1, 000kW 	<p>■ 最低入札量は 1, 000kW といたします。 ■ 入札量は、1 kW 単位で設定します。</p>
上限価格の設定	<ul style="list-style-type: none"> — 	<p>■ 当社は容量価格 (円) について、上限価格を設定し、その価格以下の価格にて応札された入札案件を審査対象とします。</p>
設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号 	<p>■ 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）での応札の場合 応札対象の電源等については、需給バランス機能に必要な当社からの信号を受信する機能及び、必要な信号を当社へ送信する機能を具備していただきます。 当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」への準拠が必要になります。（改訂の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものとします。） 加えて、属地 TSO の電力制御システムに接続することになるため、属地 TSO が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。</p> <p>● 受信信号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整実施 ※調整実施指令信号 ※当社からの発電等出力増指令（接点信号）を受信していただきます。また、原則、運転継続時間（3 時間）に亘り調整を実施した後は、電源等により自主的に（各事業者における電源等の計画運転に）復帰していただきます。 <p>● 送信信号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整実施了解 ※調整実施了解信号

<p>設備要件</p>	<p>・信号</p>	<p>※当社からの受信信号に対する打ち返しとし、当社からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については、調整実施了解の旨を、当社からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については、調整完了の旨を、それぞれ通知いただくものとします。</p> <p>■簡易指令システムを用いたオンラインでの応札の場合 契約申し込んでいただく電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。</p> <p>●受信信号</p> <p>(a) 調整実施</p> <p>(イ) 調整実施指令信号 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。</p> <p>(ロ) 調整実施指令変更信号 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。</p> <p>(ハ) 調整実施取消信号 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。</p> <p>●送信信号</p> <p>(a) 調整実施可否 ※調整実施可否信号 ※当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。 なお、当該機能について、事業者は電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。（改訂の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものとします。） 通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。 OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.1) およびダイヤモンドリスpons・インタフェース仕様書第2.0版を参照してください。 ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体及び送受信装置に接続する設備（または需要家）から供出される電力の合計が100万kW以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割するなど）していただく必要があります。</p>
-------------	------------	--

運用要件	<p>・電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力の提供</p>	<p>■提供時間において、電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力を提供していただきます。なお、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給バランス調整等のために電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力を活用いたします。</p> <p>■電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力提供可能時間に制約のある場合は、その範囲内といたしますが、所定の計算方法で算定して落札者決定過程で評価いたします。</p>
	<p>・当社の指令から3時間以内に発電等出力増可能</p>	<p>■当社が、提供時間での発電等出力増を判断した場合、当該調整実施の3時間（※）前に当社が送信する指令を受信し、当該信号受信の3時間（※）後に、電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力契約電力の調整が可能であることが必要です。ただし、電源Ⅰ ㄱ 廠気象対応調整力（kWh）契約に代わり、電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結いただける場合は、応札者が自らの発電販売計画等のためには系統並列が不要と判断した場合においても、当社は電源Ⅱ周波数調整力契約に基づき系統並列を指令することがありますが、発電バランスンググループの発電計画値に織り込む必要はありません。なお、当社エリア以外に設置されている契約電源等の場合で、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で応札される場合は、当社から指令を受けた属地TSOが指令し、簡易指令システムを用いたオンラインで応札される場合は、属地TSOに代わって、当社が指令します。</p> <p>※当社または属地TSOからの指令受信と、調整実施までの時間については、3時間を最長とし、応札者が応じることのできる時間を、応札時に、指定いただきます。</p> <p>■指令から調整実施までの時間が短い電源等の場合、当日の気温上昇度・需要の伸び具合・需給ひっ迫の度合いなどを、調整実施の直前まで見極めた上での発動回避が可能になるなど、運用の柔軟性が増すことに鑑みて、落札者決定過程において評価を行います。ただし、当社が属地TSOとならない場合は評価を行いません。（詳細は第7章をご参照ください。）</p>
	<p>・原則3時間継続提供可能</p>	<p>■当社の指令に応じて調整実施して以降、3時間以上にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。ただし、調整実施後3時間以内に、当社から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に応じていただきます。</p> <p>■運転継続可能時間が3時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札者決定過程で評価いたします。</p>

運用要件	・ 停止不可	電源 I 〳 厳気象調整力提供期間においては、当社の指令に応じた運転および待機が必要であるため、定期点検等による停止はできません。
運用要件	・ 計画等の提出	■ 当社の求めに応じて契約電源等の発電等計画値 (DR を活用した契約者の場合は、需要家毎の内訳を含む) や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。
	・ ゲートクローズ (GC) 前の指令	■ 当社が 3 時間前 (もしくは、3 時間以内で応札者が指定する時間) に、発電等出力増の指令を行なった場合も、属地 TSO 託送供給等約款にもとづき提出される、バランシンググループの計画値に織り込む必要はありません。
	・ 系統事故時の計画変更	■ 系統安定上の制約で契約電源等 (発電設備を活用した電源等に限る) の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。
	・ トラブル対応	■ 不具合の発生時には、すみやかに当社および属地 TSO へ連絡の上、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。
	・ 電源 I 〳 厳気象対応調整発動可能回数	■ 電源等の状況・都合により、平日時間の電源 I 〳 厳気象調整を実施する回数に制限を設けることを希望される電源等については、応札時に申し出て頂きます。ただし、当該発動可能回数は 12 回以上とします。(発動可能回数に達するまでは、平日時間においては、当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。なお、当社からの指令および要請は、連日の発動となる場合があります。また、別途協議のうえ、1 日に複数回の指令を行う場合があります。加えて、発動可能回数を超過する場合においても、当社から電源 I 〳 厳気象対応調整力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその指令に応じていただきます。)
目的外活用の禁止	—	■ 電源 I 〳 厳気象調整力提供期間において、設備容量のうち、電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力分については、当社の指令に従った運転および待機が必要であるため、当社への電源 I 〳 厳気象対応調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。
その他	・ 技術的信頼性	■ 応札していただく電源等については、発電等実績を有すること、DR 事業者であれば DR 実績 (DR 実証試験による実績を含む) を有すること、または運転実績を有する者の技術支援等により、電源 I 〳 厳気象対応調整力の供出を確実にを行ううえでの技術的信頼性を確保していただきます。

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的信頼性 	<p>■設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出。 ・ 過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出 ・ 当社からの、オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）による性能確認試験の実施。 ・ 現地調査、及び現地試験。 ・ その他、当社が必要と考える対応。 <p>■電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間において、定期点検の結果等により、契約電源等の機能等に変更があった場合は、適宜、当社および属地TSOに連絡していただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源等が準拠すべき基準 	<p>■応札していただく電源等については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績データの提出およびヒアリング 	<p>■電源 I 〳 廠気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、当社が実績データの提出およびヒアリングを求める場合は、その求めに応じさせていただきます。</p>

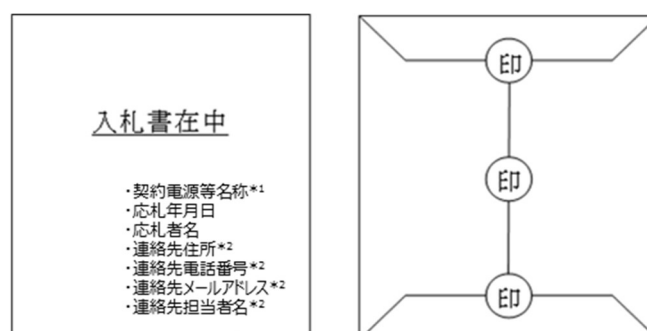
第6章 応札方法

■ 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出して下さい。

1 入札書の提出

ア 提出書類	様式1『入札書』および添付書類
イ 提出方法	入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ持参してください。なお、当社は入札書受領時に受領書を発行いたしますので、持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。
ウ 提出場所	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ
エ 募集期間	2020年●月●日（●）～2020年●月●日（●） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。 <ご連絡先> 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ 電話：092 - 761 - 3340（代表）
オ 入札を無効とするもの	・記名捺印のないもの ・提出書類に虚偽の内容があったもの

・入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※1 同一のアグリゲータが複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。（例）〇〇A、〇〇B

※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

2 入札書への添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。

なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- (1) 応札者の概要（様式2）
- (2) 電源等の仕様（様式3-1、3-2、3-3）
- (3) 電源等の運転実績について（様式6）
- (4) 運用条件に関わる事項（様式7）
- (5) 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

※入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおりとしてください。

- ・ 応札者が収入割を含む場合は、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。
- ・ 応札者が収入割を含まない場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしませんので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めてください。

※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格、上限電力量単価には含めないでください。

4 その他

1 入札案件につき、1式の入札書として提出してください。

(青字：記載例)

(1) 入札書 (様式1)

20●●年●月●日

入札書

九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 健殿

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●●●● 印

九州電力送配電株式会社が公表した「2020年度電源I^〳 廠気象対応調整力募集要綱」を承認し、以下のとおり入札いたします。

1 発電機の所在地および契約電源等の名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●号機		
2 電源I ^〳 廠気象対応調整力契約電力 (送電端値)	●kW		
3 運転継続時間	●時間連続可能		
4 電源I ^〳 廠気象対応調整力提供可能時間	●時～●時 (廠気象対応準備時間 (9時～20時) の間)		
5 容量価格 (1kWあたりの価格×電源I ^〳 廠気象対応調整力契約電力)	円		
6 上限電力量単価	1 kWhあたり ●円 ●銭		
7 当社からの指令方法 (該当するものを○ (マル) で囲む)	専用線オンライン 簡易指令システムを用いたオンライン		
8 指令受信から調整実施までの時間	●分 (3時間 (180分) 以内)		
9 廠気象対応調整発動可能回数	●回 (12回以上)		
10 非価格要素評価	合計 ●ポイント		
	加点項目 (加点要素1) ●ポイント		
11 他の応札との関係 (該当するものに○ (マル) をつけてください。)		重複入札	複数入札
	電源I周波数調整力		
	電源I需給バランス調整力		
12 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ※1	調整契約電力 (送電端値) ※2		
	kW	～	kW
	kW	～	kW
	kW	～	kW
※容量単価は、5容量価格 ÷ 2電源I ^〳 廠気象対応調整力契約電力、上限電力量単価は6の値を適用するものとします。			

<p>13 落札した場合、kWh 契約として締結いただける契約 ※3 (該当するものを○(マル)で囲んでください。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約 ・電源Ⅱ 周波数調整力契約 ・電源Ⅱ 需給バランス調整力契約
<p>14 計量器の有無 ※4 (該当するものを○(マル)で囲んでください。)</p>	<p style="text-align: center;">(有) ・ 申請中</p>

- ※1 落札者の決定にあたり、募集容量に達する、もしくは超過するまでの年間の調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札（2項に記載する電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力での応札）の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力（これを「調整契約電力」といいます。）についても記載いただければ、それら内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札（同上）の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「第7章評価および落札者決定の方法」〔ステップ5〕落札者の仮決定」を参照願います。
- ※2 調整契約電力については、幅（●kW 以上～●kW 未満）で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW 単位で取り扱うものとします。（本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった容量価格は調整契約電力×容量単価で求まるものといたします。）
- ※3 当社が属地 TSO とならない場合、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) しか選択できません。
- ※4 DR を活用して契約される場合は、属地 TSO の約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。なお、アグリゲーターが集約する需要家等において1件でも計量器の取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を○(マル)で囲んでください。

(2) 応札者の概要 (様式2)

応札者の概要

会 社 名	●●株式会社
業 種	●●
本 社 所 在 地	●●県●●市●●町●●番
設 立 年 月 日	19●●年●●月●●日
資 本 金 (円)	●, ●●●
売 上 高 (円)	●, ●●●
総 資 産 額 (円)	●, ●●●
従 業 員 数 (人)	●, ●●●
事 業 税 課 税 標 準	<input checked="" type="radio"/> 収入割を含む ・ <input type="radio"/> 収入割を含まない

(作成にあたっての留意点)

- ・業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- ・応札主体が、合弁会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料(パンフレット等)を添付してください。
- ・資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値(単独決算ベース)を記入してください。
なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- ・応札者が適用する事業税課税標準について、該当するものを○(マル)で囲んでください。

(3) 電源等の仕様 (様式3-1)

電源等の仕様 (火力発電機)

1 発電機の所在地

- (1) 住所 ○○県○○市○○町○○番○
- (2) 名称 ○○火力発電所○号発電機
- (3) 受電地点特定番号 ○○

2 営業運転開始年月日 20●●年6月30日

3 使用燃料・貯蔵設備等

- (1) 種類 LNG
- (2) 発熱量 44.7×10^6 (kJ/t)
- (3) 燃料貯蔵設備 総容量 100.0 千 (kl)
タンク基数 6 基
備蓄日数 10 日分 (100%利用率)
- (4) 燃料調達計画

4 発電機

- (1) 種類 (形式) コンバインドサイクルガスタービン
- (2) 定格容量 800,000kVA
- (3) 定格電圧 25kV
- (4) 連続運転可能電圧(定格比) 97%~103%
- (5) 定格力率 90%
- (6) 周波数 60Hz
- (7) 連続運転可能周波数 58.5Hz~60.5Hz

5 熱効率、所内率

- (1) 発電端熱効率 38.8%
- (2) 送電端熱効率 37.2%
- (3) 所内率 4.0%

○発電機の性能(発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能)を証明する書類を添付してください。

(3) 電源等の仕様 (様式3-2)

電源等の仕様 (水力発電機)

- 1 発電機の所在地
 - (1) 住所 ○○県○○市○○字○○番○
 - (2) 名称 ○○水力発電所○号発電機
 - (3) 受電地点特定番号 ○○

- 2 営業運転開始年月日 20●●年 11月 30日

- 3 最大貯水容量 (発電所単位で記載) 9,000 (10³m³)

- 4 発電機
 - (1) 種類 (形式) 揚水式
 - (2) 定格容量 279,000kVA
 - (3) 定格電圧 13.2kV
 - (4) 連続運転可能電圧 (定格比) 97%~103%
 - (5) 定格力率 90%
 - (6) 周波数 60Hz
 - (7) 連続運転可能周波数 58.5Hz~60.5Hz

- 5 所内率 4.0%

○発電機の性能 (発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能) を証明する書類を添付してください。

(3) 電源等の仕様 (様式 3-3)

電源等の仕様 (DRを活用した電源等)

- 1 アグリゲーターの所在地・名称
 - (1) 住所 ○○県○○市○○字○○番○
 - (2) 名称 ○○

- 2 一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる供給力を提供するか否か
 - 本要綱に基づく一般送配電事業者への提供のみを実施する
 - ・一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供する
 - (該当するものを○ (マル) で囲んでください)

3 電源等の設備一覧 (アグリゲーターが集約する需要家等の一覧)

電源等の名称	●●
住所	●●●県●●●市●●●字●●●番
供給地点特定番号	●●
供出電力 (kW) ※1	●●
電源等種別 ※2	(自家発等) 電源 ・ <input checked="" type="radio"/> 需要抑制
供出方法	工場ラインの一部停止
契約者からの指令手段	電話連絡・運転員手動遮断
電源設備または 負荷設備の仕様	受電電圧：●kV 電源の場合：発電設備の仕様、起動カーブ等 需要抑制の場合：負荷設備の容量、制御方法等
計量器の有無 ※3	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 申請中

(作成にあたっての留意点)

○電源等が複数の場合は、欄を追加の上、記載してください。

○契約電力を変更しないことを前提に落札者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。

※1 供出電力 (kW) が、電源設備または負荷設備の容量 (送電端値) 以下であることが必要です。

同一の設備 (または需要家) を他の契約と共有する場合は、それらの供出電力 (kW) と供出電力量 (kWh) が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの契約への供出電力 (kW) の合計値が、当該設備 (または需要家) 容量 (送電端値) 以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備 (または需要家) からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを提出願います。(様式は問いません。)

同一設備 (または需要家) を共有する他の契約にも同様の資料を提出いただいた上で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合は (それぞれの契約での当該設備 (または需要家) からの調整力供出 (電力 (kW) / 電力量 (kWh)) の現実性が確認できない場合は、当該設備 (または需要家) を契約内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。))

※2 該当するものを○ (マル) で囲んでください。

※3 属地 TSO の約款に基づく計量器の有 (ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、もしくは属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を○ (マル) で囲んでください。

(4) 電源等の運転実績について (様式6)

電源等の運転実績について

○電源 I 一般気象対応調整力を供出する電源等の運転実績 (前年度以前実績) について記入してください。
(DRを活用して契約を希望される場合、当社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR実証事業^{※1}などへの参画実績等を記載ください。)

※1 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が公募した H26 年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金 (補正予算に係るもの) のうち、「C. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る実証事業、C-1. ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」、一般財団法人エネルギー総合工学研究所が公募した (H28 年度) バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B. 高度制御型ダイヤモンドリソース実証事業、B-1. 一般送配電事業者が活用するネガワット取引の技術実証」、および、(H29 年度) バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業、A 事業. VPP 構築実証事業」、一般社団法人環境共創イニシアチブが公募した (平成 30 年度) 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPP アグリゲーター事業」および (H31 年度) 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPP アグリゲーター事業」を指します。

※2 運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出してください。

設備運転実績

電源等名称	●●発電所
出力/総使用量	●●, ●●●kW
営業運転開始年月	20●●年 ●●月
運転年数	●●年 ●●ヶ月 (20●●年●●月末時点)
総発電電力量/総使用電力量	●●, ●●●kWh (20●●年●●月末時点)
設備利用率 ^{※3}	約●●%

※3 DRを活用して応札される場合は、記載不要です。

DRにおける瞬時調整契約等の実績

DR 実績	契約 (実証参画) 期間
●●	●●年●●月～●●年●●月
▲▲	▲▲年▲▲月～▲▲年▲▲月
■	■年■月～■年■月

※4 複数の DR 実績が該当する場合は、それぞれについて記載するとともに、当該契約または実証事業参画のエビデンスを添付してください。

○定期検査の実績について記入してください。

- 契約申込された電源工場の気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。
- ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。
- また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。

(5) 運用条件に関わる事項 (様式7)

運用条件に関わる事項

運 転 継 続 時 間	※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。
運 転 管 理 体 制	※当社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。
給電指令対応システム	※当社からの指令に応じるためのシステム概要について（オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）・オフライン共）記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DR を活用して応札される場合は、アグリゲータが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行うまでの方法も含めて記入してください。）
そ の 他	※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約等）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。

第7章 評価および落札者決定の方法

- 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
- 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象とします。
- 応札いただく契約電力は、設備容量（発電機であれば定格電力、DR 設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。設備容量を超過していたことが明らかとなった場合は、当該応札は無効とします。複数の応札者が同一の設備（需要家）を重複して用いて応札しているおそれがある場合、当該設備（需要家）を用いた全応札者に対し、その旨を通知し、当該設備（需要家）の妥当性を確認させていただくことがありますので、当該設備（需要家）の情報が全応札者に通知される旨を理解・承諾させた上で応札願います。当社からの通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または、重複がないことの妥当性が確認できない場合は、当該設備（需要家）を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。
- 以下の評価方法により、落札者を決定します。

〔ステップ1〕 評価用容量単価、評価用電力量単価の算定

- ✓ 入札書に記載された容量価格[円]、電源 I 〃 厳気象対応調整力契約電力[kW]、運転継続時間[時間]、電源 I 〃 厳気象対応調整力提供可能時間[時間]、上限電力量単価[円/kWh]を基に、評価用容量単価、評価用電力量単価を算定します。

$$\begin{aligned} \text{評価用容量単価} &= \frac{\text{容量価格}}{\text{電源 I 〃 厳気象対応調整力契約電力}} \times \frac{\text{運転継続可能時間 (3 時間)}}{\text{運転継続時間}^{\ast 1}} \\ &\quad \times \frac{11 \text{ 時間}}{\text{電源 I 〃 厳気象対応調整力提供可能時間}^{\ast 2}} \\ \text{評価用電力量単価} &= \text{上限電力量単価} \times \text{想定発動回数 (3.6 回/年)} \\ &\quad \times \text{運転継続可能時間 (3 時間)} \end{aligned}$$

※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は、3時間とする

※2 電源 I 〃 厳気象対応調整力提供可能時間が11時間を超過する場合は、11時間とする

〔ステップ2〕 価格要素評価点の算定

- ✓ 価格要素評価配点は●点とします。
- ✓ 応札者の中で評価用容量単価と評価用電力量単価を合算したものが最も安価な単価[円/kWh]を「基準入札単価」といい、次式にて相対評価し、価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入）を算定します。

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札単価}}{\text{評価用容量単価} + \text{評価用電力量単価}} \times \text{価格要素評価配点 (99 点)}$$

〔ステップ3〕 非価格要素評価点の算定

- ✓ 非価格要素評価配点の合計は●点とします。

✓次の非価格要素について評価を行い、非価格要素評価点を算定します。

(加点要素1) +●点：指令から調整までの時間が短い(1時間未満)もの

ただし、加点項目は、当社が属地 TSO とならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから加点評価いたしません。

[ステップ4] 総合評価点の算定

✓ステップ2で算定した価格要素評価点とステップ3で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応札者から順位を決定します。なお、総合評価点が高同点の場合は、価格要素評価点が高い応札者を評価順位の上位とします。

✓順位決定において、価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る応札者があった場合、経済的要素での適正な評価を行う観点から、以下の方法により応札者の順位を決定します。

(1) 総合評価点が高い応札者を評価順位1位とし、当該案件を除く応札者において、ステップ2の価格要素評価点の再算定(基準入札単価の補正)を行い、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応札者から評価順位2位以降の順位を決定します。

(2) 上記の「基準入札単価の補正」後も価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る応札者があった場合は、「基準入札単価の補正」を繰り返し、総合評価点が高い応札者から順位を決定します。

[ステップ5] 落札者の仮決定

✓ステップ4で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札者として選定します。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間(3時間)未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を、また、電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供可能時間が1日のうち11時間未満の場合は応札量を11時間で除して電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供可能時間を乗じた値を、応札量としてみなします。

✓また、●●電力の系統に連系する契約電源等を活用する案件については、地域間連系線の運用容量を踏まえ、●万kW以下の範囲内で選定いたします。

✓上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ4の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い落札者を選定いたします。この際、入札書(様式1)の項目12に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定します。

*ただし、ここでの募集容量は、本要綱第5章に定めるものから、同時に公募する電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ 需給バランス調整力の落札案件決定容量から、電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ 需給バランス調整力の募集容量を差し引いた超過分を、控除したものとします。

[ステップ6] 落札案件の決定

✓ステップ5で落札案件として仮決定した案件のうち、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力公募に応札され、複数の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件(以下「競合案件」という。)は、属地 TSO である一般送配電事業者が落札するものとし、

属地 TSO 以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ 5 の再評価を行います。（これを属地 TSO を含む競合案件がなくなるまで行います。）

- ✓次に属地 TSO である一般送配電事業者を含まない一般送配電事業者間での重複案件（以下「属地外競合案件」）があった場合は、当該属地外競合案件を除いて各一般送配電事業者でステップ 5 の再評価を行い、最高容量価格（募集容量に達する案件の容量価格）が高い（募集容量の未達がある場合は、未達容量の最も大きい）一般送配電事業者が落札するものとし、それ以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ 5 の再評価を行い落札案件を決定します。なお、属地外競合案件（当社以外の一般送配電事業者間での重複を含む）が複数ある場合は、最も募集容量の大きい一般送配電事業者の最も評価順位の高いものからこのプロセスを行い、全ての競合案件がなくなった段階で落札案件として仮決定している案件を落札案件として決定します。

〔ステップ 7〕 契約協議

- ✓落札者は、当社と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約（または、電源Ⅱ 周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ 需給バランス調整力契約）および端境期における調整力提供に関する覚書を締結※していただきます。また、必要に応じ、電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW/kWh) 契約書に付帯する文書等を協議により締結していただきます。
 - ✓なお、当社が属地 TSO とならない場合は、属地 TSO と落札者と当社の三社間で契約を締結していただきます。
- ※ジョイント・ベンチャーとして応札，落札された場合で当該ジョイント・ベンチャーが法人格を有していないときは，全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。

第8章 契約条件

1. 主たる契約条件は以下のとおりです。詳細については、募集にあわせて公表する電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約書を確認願います。なお、本章の記載と電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約書が相違する場合は電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約書の記載を優先します。

(1) 契約期間	・ 厳気象発生月	電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約期間は、2021年7月1日から2021年9月30日および2021年12月1日から2022年2月28日までとします。
(2) 基本料金	・ 容量価格を月毎に分けて翌月に精算	<p>イ 容量価格 (= 容量単価 (円/kW) に電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力を乗じた額) を基本料金とします。なお、支払い方法については、契約月数 (6ヶ月) で除して、月毎に分けて翌月に精算します。</p> <p>ロ 端数は契約期間の最終月分で調整するものといたします。</p> <p>ハ 容量価格の算定根拠について、当社から確認させていただく場合がございます。</p>
(3) 従量料金	・ 当社指令による kWh 調整費用を各月毎に翌々月に精算	<p>イ 同一の契約電源等をもって電源Ⅱ周波数調整力契約または、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結している場合は、各調整力契約にもとづいて精算します。</p> <p>ロ イ以外の場合は次のとおり精算します。</p> <p>(イ) 契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価 (下げ調整に応じていただける契約者に限り) の単価表を定期的に当社および属地 TSO まで提出していただきます。ただし、単価については燃料費等のコストを勘案した設定としてください。</p> <p>(ロ) 当社指令による上げ調整費用 (上げ調整量×上げ調整単価)、下げ調整費用 (下げ調整量×下げ調整単価) (下げ調整に応じていただける契約者に限り) に係る料金を属地 TSO と契約者間で各月毎に、調整力を提供した翌々月に精算します。</p> <p>ただし、上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、契約者からの申出単価を使用しますが、入札時に応札者が申し出た上限電力量単価を上限値とします。(下げ調整に応じていただける契約者の下げ調整単価も同様です。)</p> <p>また、当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動 (発電等出力減) となっている場合、当該時間帯の属地 TSO のインバランス単価を用い、(下げ応動量×インバランス単価) で算出される料金により属地 TSO と契約者間で精算を行います。</p> <p>同様に、下げ調整に応じていただける契約者におい</p>

		て、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動（発電等出力増）となっている場合、料金精算は行ないません。
<p>※ (2) (3) について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者の事業税に収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算いたします。</p> <p>一方、属地 TSO が支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算していただきます。</p>		
(4) 計量器	<ul style="list-style-type: none"> 原則として発電機毎に計量器を設置 	<p>イ 原則として発電機ごとに記録型等計量器を取り付け、30 分単位で計量を実施します。</p> <p>ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施します。</p> <p>ハ 送電端と異なる電圧で計量を行なう場合は、別途協議により定めた方法により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。</p> <p>ニ DR を活用した契約を希望される場合は、属地 TSO の託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30 分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。</p> <p>ホ 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、計量器は属地 TSO が選定し、原則として、属地 TSO の所有として属地 TSO が取り付け・取り替えし、その工事費の全額を契約者から申し受けるものとします。</p>
(5) 契約解除	<ul style="list-style-type: none"> 契約の遵守を著しく怠った場合、契約の解除が可能 	<p>イ 契約者または属地 TSO もしくは当社が、電源 I ㄥ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約に定める規定に違反した場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は違反した相手方に対して、書面をもって電源 I ㄥ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約の履行を催告するものといたします。</p> <p>ロ 前項の催告を行なった後、30 日を経過しても相手方が電源 I ㄥ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約を履行しなかった場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源 I ㄥ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約を解除することができるものといたします。</p> <p>ハ 契約者または属地 TSO もしくは当社が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は、違反または該当した相手方</p>

(5) 契約解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の遵守を著しく怠った場合、契約の解除が可能 	<p>に対して何らの催告を要することなく、電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約を解除することができます。</p> <p>(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合</p> <p>(ロ) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合</p> <p>(ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合</p> <p>(ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>ニ 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方の損害賠償の責を負うことといたします。</p>
(6) アグリゲーターの要件	—	<p>アグリゲーターが電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。</p> <p>イ アグリゲーターが当社指令に応じて電源 I 〳 厳気象対応調整力を提供すること。</p> <p>ロ アグリゲーターが供出する電源 I 〳 厳気象対応調整力が 1,000kW 以上であり、かつ、アグリゲーターが複数の需要家を束ねて電源 I 〳 厳気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が 1 kW 以上であって、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(イ) 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制及び情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。</p> <p>(ロ) 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。(ハ) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者とアグリゲーターとの間で、適切な契約がなされていること。</p> <p>ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。</p> <p>ニ 電源 I 〳 厳気象対応調整力の算定上、需要場所が属地 TSO の託送供給等約款 (計量) (技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があつて、計量器をとりつけない事業者等) に該当しないこと。</p> <p>ホ アグリゲーターが、需要家に属地 TSO の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。</p> <p>ヘ 需要家と電力需給に関する契約等を締結している</p>

(6) アグリゲーターの要件	—	小売電気事業者等が、属地TSOの託送供給等約款附則（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。
(7) 目的外利用の禁止	—	<p>契約期間においては、設備容量のうち、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力分については、当社への電源Ⅰ「厳気象対応調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。また、契約期間において、設備容量のうち電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力分を除いた容量を、需給調整市場に入札することはできません。</p> <p>※当該取り扱いについては、関係個所と調整の上、検討を進めていきます。検討の結果、取り扱いが変更となる可能性があります。</p>
(8) 運用要件	・運用要件の遵守	契約者は、契約電源等について本要綱第5章に定める運用要件ならびに電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kW/kWh)契約（と同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）における運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。
(9) 停止計画	・停止不可	契約期間においては、当社の指令に応じた運転および待機が必要であるため、定期点検等による停止はできません。
(10) 停止日数	—	<p>イ 契約電源等の設備トラブルや定期点検等、または当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合等、当社の責とならない事由で電源Ⅰ「厳気象対応調整力の一部でも当社に提供できなくなった日（契約電力未達時割戻料金を適用した日や天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。）を原則として、停止割戻料金算定に用いる停止日数といたします。なお、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合のその減少した容量は、属地TSOが同一の他の契約電源等と、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力の比で按分し、その容量が供出不可となったものと見做します。</p> <p>ロ 停止日数には、出力一定作業や並解列の制約等を含みます。これらは、作業停電伝票にて実施を確認するため、該当する場合は作業停電伝票を発行していただきます。ただし、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合には、当社または属地TSOから、その旨をお知らせいたします。</p> <p>ハ なお、前日12時までに電源Ⅰ「厳気象対応調整力を供出可能な代替電源等（本要綱にて定める条件を満たして</p>
(10) 停止日数	—	

		<p>いること、別途当社と電源Ⅱ周波数調整力契約、または電源Ⅱ需給バランス調整力契約、もしくは電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kWh)契約を締結していること、および電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kW)契約を締結していないこと、以上を全て満たすことが必要です。)を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。なお、差替えた設備に対して追加費用のお支払いはいたしません。</p> <p>二 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の計画外停止の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。</p>
<p>(11) ペナルティ</p>	<p>・ 契約電力未達時割戻料金</p>	<p>イ 契約電源等の設備トラブルや契約外の補修等、当社の責とならない事由で、当社から発動指令を発したにもかかわらず運転継続時間(運転継続時間が3時間以上の場合は3時間といたします。)において、契約者が提供した30分単位のコマごとの電力量(以下「調整電力量」といいます。)が電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力を2で除した値に達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、当該料金算定期間の翌々月に精算いたします。(詳細は電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kW)契約(またはその付帯文書)にて取り決めます。)なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位のコマごとに契約電力未達度合いを算出したうえで算定するものとし、契約電力未達時割戻料金を算定する際の「電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力」および「本項ロで定義する一部供出電力」は30分単位の値として2で除した値といたします。</p> <p>ロ 停止割戻料金の算定式</p> <p>契約電力未達時割戻料金</p> $= \frac{(30 \text{ 分単位のコマ数}(1 \text{ コマ}) \times \text{未達度合い}) \text{の各コマ合計}}{\text{発動回数}^{\ast 1} \times \text{運転継続時間の } 30 \text{ 分コマ数}} \times \text{基本料金} \times 1.5$ <p>未達度合い</p> $= \frac{\text{電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力} - \text{調整電力量}^{\ast 2}}{\text{電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力}}$ <p>ただし、事前に電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kW)契約電力の一部でも供出可能(代替設備等による供出を含み、以下「一部供出電力」といいます。)の申し出があり、当社がそれを認めた場合については、当該30分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合を算定いたします。</p> <p>未達度合い(申し出後)</p>
<p>(11) ペナルティ</p>	<p>・ 契約電力未達時割</p>	<p>未達度合い(申し出後)</p>

イ	戻料金	$= \frac{\text{一部供出電力} - \text{調整電力量}^{\ast 3}}{\text{電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力}}$ $+ \frac{\text{電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力}}{\text{電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力}}$ <p>※1 運用要件に定める最低発動回数の 12 回といたします。ただし、13 回目の発動以降、12 回を超えて実際に応じていただいた発動回数を加算します。</p> <p>※2 調整電力量 < 電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力 × 0.9 の場合は 0、調整電力量 > 電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力 × 0.9 の場合は電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力を上限といたします。</p> <p>※3 調整電力量 < 一部供出電力 × 0.9 の場合は 0、調整電力量 > 一部供出電力 × 0.9 の場合は一部供出電力を上限といたします。</p>
	・停止割戻料金	<p>イ 停止日数に応じて、以下の算定式より停止割戻料金を算定し、当該料金算定期間の翌々月に精算いたします。</p> <p>ロ 超過停止割戻料金の算定式</p> <p>停止割戻料金</p> $= \frac{\text{各厳気象発生月の平日停止日数}}{\text{当該年度の厳気象発生月の平日数合計}} \times \text{基本料金}$ <p>※ ただし、一部供出電力の申し出があり、当社がそれを認めた場合は、停止割戻料金算定上の停止日数について、以下の算出式により修正したうえで合計いたします。</p> <p>修正後の停止日数</p> $= \text{修正前の停止日数}$ $\times \frac{\text{電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力} \times \frac{\text{運転可能時間}}{3 \text{時間}} - \text{一部供出電力} \times \frac{\text{一部供出電力の運転可能時間}}{3 \text{時間}}}{\text{電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力} \times \frac{\text{運転可能時間}}{3 \text{時間}}}$ <p>ハ 上記による「契約電力未達時割戻料金」と「停止割戻料金」の合計額は、年間の基本料金以下といたします。</p>

第9章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

(1) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約に併せて電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結した契約者は、申出単価（当社の指令に応じるキロワット時対価）をあらかじめ当社および属地 TSO に提示してください。

イ 発電設備を活用した応札者の場合

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下のキロワット時対価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定します。

〔 V1：上げ調整を行った場合の増分価格(円/kWh) を設定
V2：下げ調整を行った場合の減分価格(円/kWh) を設定

ロ DRを活用した応札者の場合

精算時は、実績電力量に属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものと調整力ベースラインとの差分に、以下のキロワット時対価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定します。

調整力ベースライン：属地 TSO の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースラインや発電等計画値等*を踏まえ、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約の中で、個別に協議し、その設定方法を取り決めた上で、属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮して算出します。（*例えば「DR実施日の直近5日間（DR実施当日は含みません。）のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（High 4 or 5）の需要データ（平日実施の場合はすべて平日のデータとします。）を当日調整したもの」等）

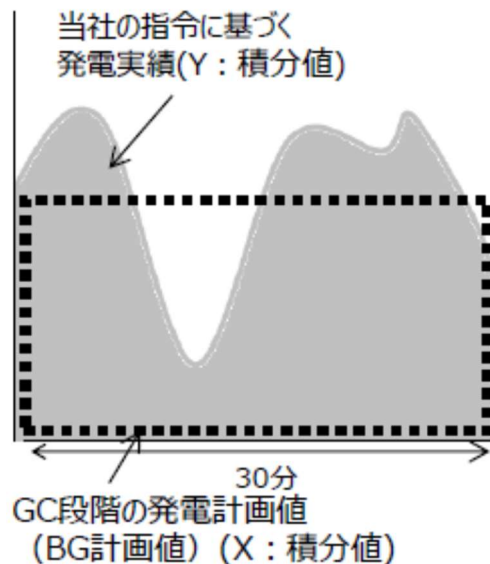
〔 V1：上げ調整を行った場合の増分価格(円/kWh) を設定
V2：下げ調整を行った場合の減分価格(円/kWh) を設定

(2) 申出単価（当社の指令に応じるキロワット時対価）については、原則、週1回の更新通知（火曜日 12 時までに週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）で当社および属地 TSO に提示することとします。）により変更します。

ただし、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、すみやかにその旨を連絡し、協議のうえ、申出単価の変更を行うことができますが、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。また、発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできません。

（電源Ⅱ 周波数調整契約、電源Ⅱ 需給バランス調整力契約または電源Ⅱ 低速需給バランス調整力契約を締結した場合も同様です。）

なお、入船トラブル・燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については、変更協議を行います。



発電設備を活用した応札者の場合、属地 TSO の託送供給等約款上、BG（バランシンググループ）最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と属地 TSO の対価の授受として

□ $Y-X>0$ の場合

差分 $\times V1$ を属地 TSO が契約者に支払います。

（ただし、 $V1$ が調整実施時のインバランス単価を超える場合は、差分 \times インバランス単価を属地 TSO が契約者に支払います。）

（当社からの指令が下げ調整の場合は、料金精算は致しません。）

□ $Y-X\leq 0$ の場合

下げ調整に応じていただける契約者については、差分 $\times V2$ を契約者が属地 TSO に支払います。

（ $V2$ が調整実施時のインバランス単価を超える場合は、差分 \times インバランス単価を支払っていただきます。）

ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分 \times インバランス単価（当該時刻における、属地 TSO のインバランス単価）を契約者が属地 TSO に支払います。

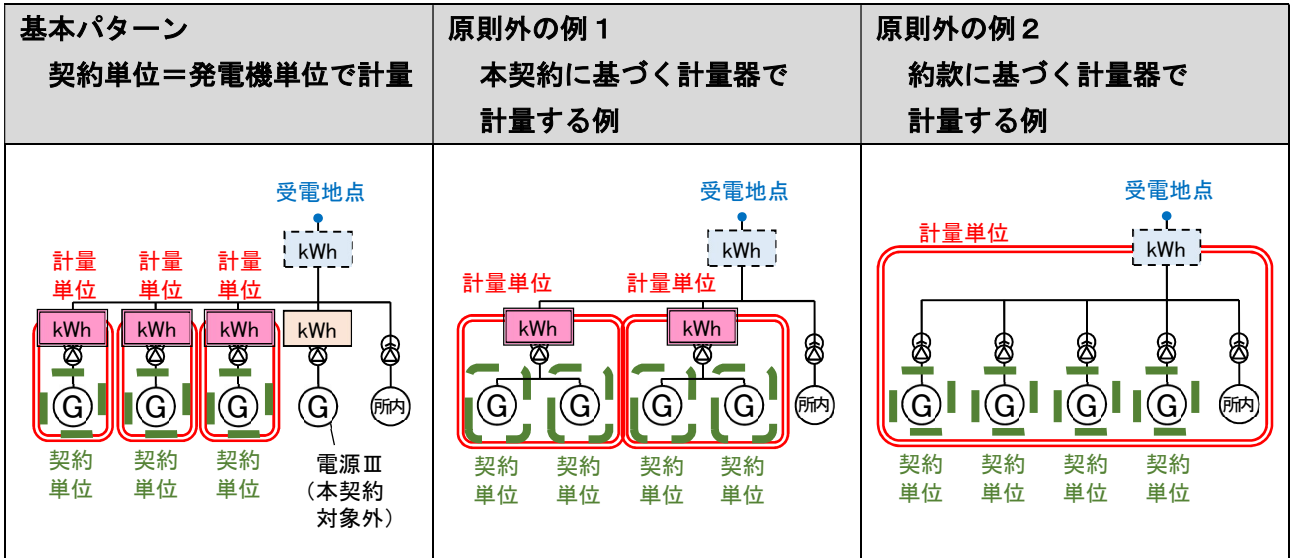
X：ゲートクローズ段階で契約者が属地 TSO に提出する発電計画値の積分値

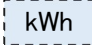
Y：一般送電事業者の指令にもとづく発電実績の積分値

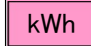
上記において、DRを活用した応札者の場合、Yを“調整力ベースラインから求まる積分値”に、Xを“一般送配電事業者の指令に基づく需要実績の積分値”に読み替えます。なお、それぞれ、属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したもの（ $1 / (1 - \text{損失率})$ ）を乗じたものとします。

2. 計量単位について（発電設備を活用した応札者に限ります。）

- (1) 本要網の第5章、第8章にあるとおり、原則として発電機ごとに契約しますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります
- (2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と本契約を締結し、すべての発電機の調整力提供に関わるキロワット時単価 (V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) が同一であること等が条件になります。



 …約款に基づく計量器
(発電量調整契約の精算用)

 …本契約に基づく計量器
(本契約の調整電力量精算用)

3. 機能の確認・試験について

(1) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW/kWh) 契約 (と同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約) の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

- イ 試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出。
- ロ 当社からのオンライン指令による性能確認試験の実施。
- ハ 現地調査および現地試験。
- ニ その他、当社が必要と考える対応。

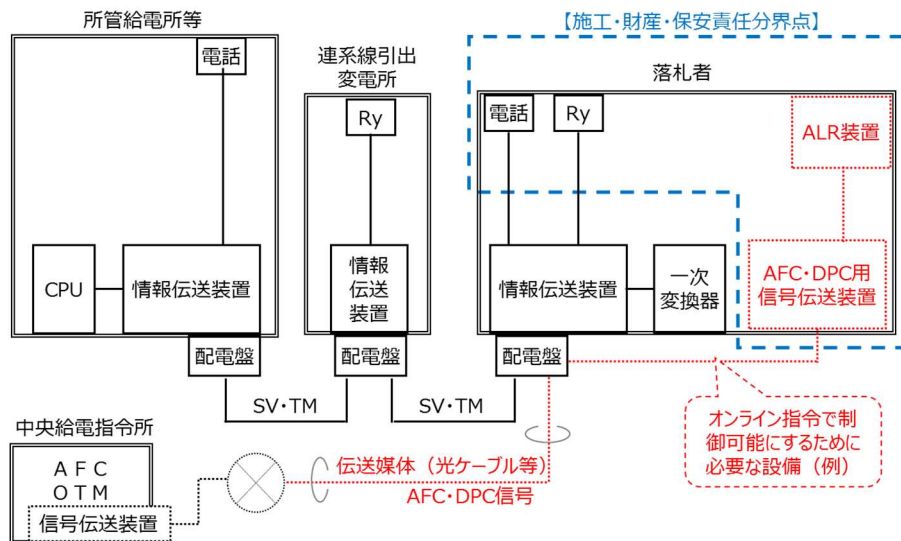
以下に各機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

機能	確認方法			試験内容 (例)
	現地 確認	対向 試験	書類 確認	
給電情報自動伝送		○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央給電指令所との対向試験を実施。 (オンライン (簡易指令システムを用いたものを除く) で応札される電源等に限ります。)
制御試験	○			<ul style="list-style-type: none"> ■ 現地 (DRを活用した電源等においては、アグリゲーター～需要家までを含みます。) での調整指令に対する調整量の確認
オンライン調整機能		○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央給電指令所との対向試験を実施。
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発電機等の性能を証明する書類等の提出で確認する。

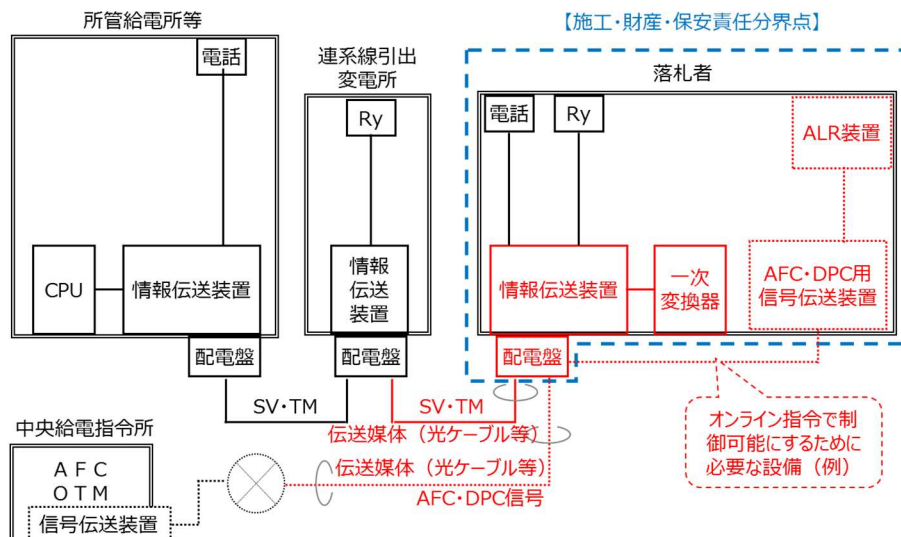
4. オンライン指令で制御可能にするための設備について

- (1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からのオンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）指令で制御可能にするための設備などは、契約者の費用負担にて設置していただきます。また、中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。
- (2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので当社ネットワークサービスセンターへご相談下さい。ただし、当社が属地 TSO とならない場合で、専用線オンラインにて応札される場合は、属地 TSO となる一般送配電事業者へご相談ください。

■ 発電設備を活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）の場合）



■ DRを活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）の場合）



■ 応札者の設備例（簡易指令システムの場合）

